

図書館への民間活力の活用にかかる考え方

1 民間活力導入と運営体制の強化

新しい時代を迎え、世田谷区の公共図書館としての機能を拡充していくため、図書館への民間活力の活用と同時に、中央図書館の運営体制機能強化を図っていく。

- ① 地域図書館への民間活力活用として、平成28年度は、新館が開館する世田谷図書館へ、窓口業務・資料管理業務を中心とした一部業務委託を導入する。平成29年度に、経堂図書館へ指定管理者制度導入を目指し、業務水準要求書の作成、運用マニュアルの整備をはじめとする諸要件の整理、準備を進めるとともに、他地域図書館への民間活力活用について、運営手法も含め継続して検討し、あわせて図書館の現状の課題を整理していく。
- ② 運営体制強化について、事業者のモニタリングを行い様々な指標から評価を実施するとともに、公共図書館として行政が果たすべき機能として、公共性の高い選書・除籍やレファレンス、地域図書館全体のマネジメント等を行っていく。実施に必要な職員の専門性を確保するために、司書資格取得をより一層支援する等の人材育成に努める。
- ③ 平成30年度以降については、第1期行動計画を評価しながら、多様なあり方を検討・整備していき、詳細については、図書館ビジョン第2期行動計画（平成30年度～33年度）の中で明確にしていく。

2 指定管理者制度導入イメージ

下図に地域図書館への指定管理者導入のイメージを示す。

